

総務省

国政選挙 係 様

お世話になっております。

添付させていただきました

「選挙制度一部見直しに関する提案書」に付きまして、
国民の一員としてではありますが、現在の両議院選挙制度の在り方に付き、危機感を募らせた次第に付き、これからの国政選挙の安全安心な進むべき方向性を一つの提案をさせていただきます。

宜しく御考慮の上、何卒 実現に向けた前向きな議論をお願いいたします。

また、ご検討の段階に至りましたら、閣議議案として御示し頂ければ、幸いと存じます。

令和7年6月13日

〒001-0011

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3 - 2 2 2

高桑 広仁

選挙制度一部見直しに関する提案書

現在の選挙制度の在り方に付き、「総務省の発信している投票率の推移」を示すグラフを考察すると、日本国憲法第16条及び第43条条文に於ける「国民の民意を反映させる」という観点からすると、大きく乖離した投票率である現実を踏まえ、選挙に於ける投票があくまでも憲法上義務化されている条文及び意義を示す項目は存せず任意的投票と云えども、日本国憲法の本来の目的でもある「国民主権」という立場からすると、この「国民主権」の根幹とも云える「間接民主主義体系」を意図とした日本国憲法条文に大きく反する、投票率の減少の一途の状態であり、まさしく国民の民意を結果的に反映していない国政という位置づけに相成る様相を呈しており、既存の選挙制度の在り方を変更せざるを得ないことを理解して頂くと共に、投票義務化ともなれば日本国憲法条文の改正という枝葉に発展し、国民投票に決する という大事立策へ発展しかねる可能性、そしてまさに憲法改正にかかる国民投票に於ける投票率の更なる減少ともなれば、先進7カ国の一国としての政情不安定とも捉えられかねぬ日本国に対する他国からの視点を思慮するに至る次第であり、日本国民の一員として今、政府が選挙制度の在り方を見直すべき時が到来しているという現実を踏まえて、下記公職選挙法改正案の提案をさせて頂くに至ったこと、御理解頂きたく存じます。

「公職選挙法一部見直し案」の提案

（１）公職選挙法 第12・13 条に於ける、両選挙区の 事実上全国区 への転換

衆議院（小選挙区）・参議院（選挙区）

（要因）

上記に述べた通り、「減少の一途を辿る投票率」の最たる要因として、選挙人に於ける自身が投票権を有する衆議院（小選挙区）及び参議院（選挙区）内での、一票を投ずべき被選挙人の不在

（対策）

インターネット等を情報源とする世代に、国政に参加を促す施策及び、情報網の発展による、選挙権を有する国民に対する被選挙人の国政に於ける公約や活動方針等具体的に且つ速やかに伝える事が可能となった時代に、

「衆議院小選挙区」「参議院選挙区」という括りに限られる事なく、事実上全国区 に転換することで、選挙より多くの選択肢を得ることとなり、減少の一途を辿る投票率の回復に繋がる可能性が極めて高い。

また、法条文内に記される「地方自治体」及び「地方自治法」という概念は、

本来、両議院の本来の所以たる目的及び活動範囲は国政のみであるという立場であるがゆえ、選挙管理事務手続きに於ける協力体制に尽きるものでなければならず、

地方自治法としての捉え方は対象の範囲とはならない。

また、上記該当条文に於ける「選挙区」の意義に付き、但し書きにて読替え可能とする。

（２）公職選挙法 第４・１２・１３条 比例代表制に於ける運用方法

（要因）

現在の両議院に於ける選挙に於いて「比例代表制」に付き、実務上の投票記載方法に付いては、参議院選挙の場合に付き、政党名又は各政党に属する候補者の氏名を記載が可能であるものとするものの、衆議院に付いては政党名のみ記載としており、個々の候補者により属する政党の規約及び綱領との幾ばくかの隔たりが生ずるのもまた可能性は大いに存するのだから、よって選挙人の立場では、政党名に投ずるには、政党としての具体的な理解として、曖昧且つ誤認する点が多々存することを主な要因とする。

（対策）

「全国区」及び「得票数比例型代表制」という概念に於いてのみ、票を投じることにより、より簡素化した制度体系及び実務面にて、選挙人による投票及び候補者としての選挙活動及びそれに関連する事務的業務がより易くなる利が相当数存在するであろうとする。

また現在の比例代表制を維持する方向性とするならば、既存の各政党に於ける「名簿式比例代表制」を「得票数比例型代表制」の一律化へと移行させる必要性を以て、上記要因の解決策とするべきである。

（３）公職選挙法 補則別表１・別表２・別表３の削除

上記（１）を受けた必然的な該当する補則別表の削除に伴う

（４）制度一部見直しによる他の主だった利面

最高裁に於いても、「１票の格差」を訴えとする判決及び判例が存在するが、この点に於いて訴えの要因となっている「人口比例型に注視した議員選出体系」に相反するという趣旨の請求内容であることから、制度見直しによる「事実上の全国区」へ移行する事により、その問題点も解消される事となる。

（５）まとめ

結論、現在の衆議院小選挙区及び参議院選挙区が形式上

「究極化した大選挙区」即ち「事実上の全国区」に移行される事になる。

また、現在の両議院比例代表制投票記載を候補者名のみとする事になる。

（添付）

総務省ホームページにて掲載「両議院 投票率の推移」折れ線グラフ

以上

令和7年6月13日

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3

ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

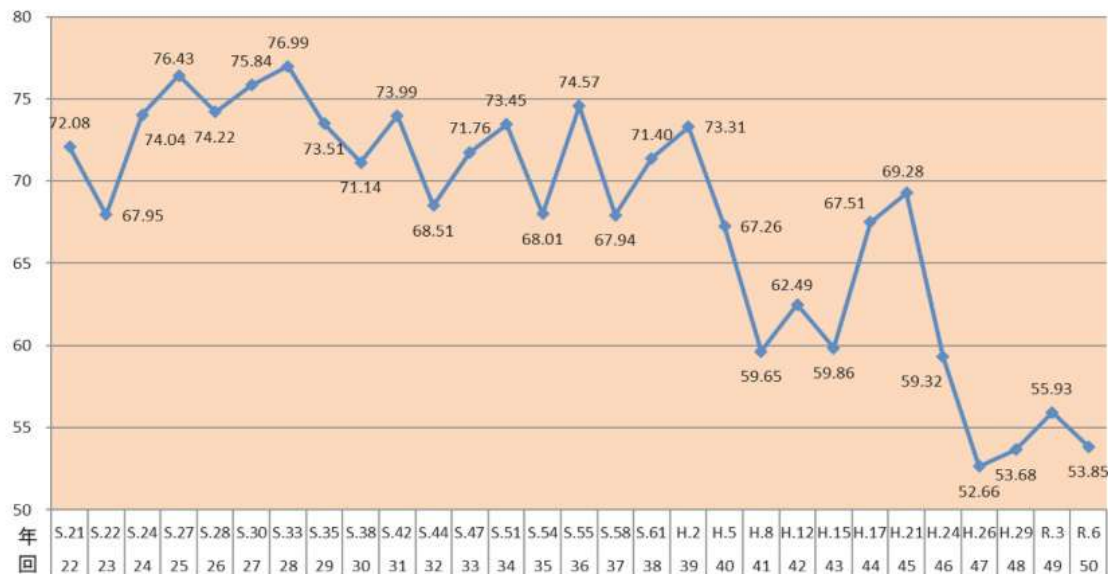
連絡先：08078839423

FAX : 011-788-5132

国政選挙における投票率の推移

国政選挙の投票率は、令和6年10月に行われた第50回衆議院議員総選挙では、53.85%、令和4年7月に行われた第26回参議院議員通常選挙では52.05%となっています。

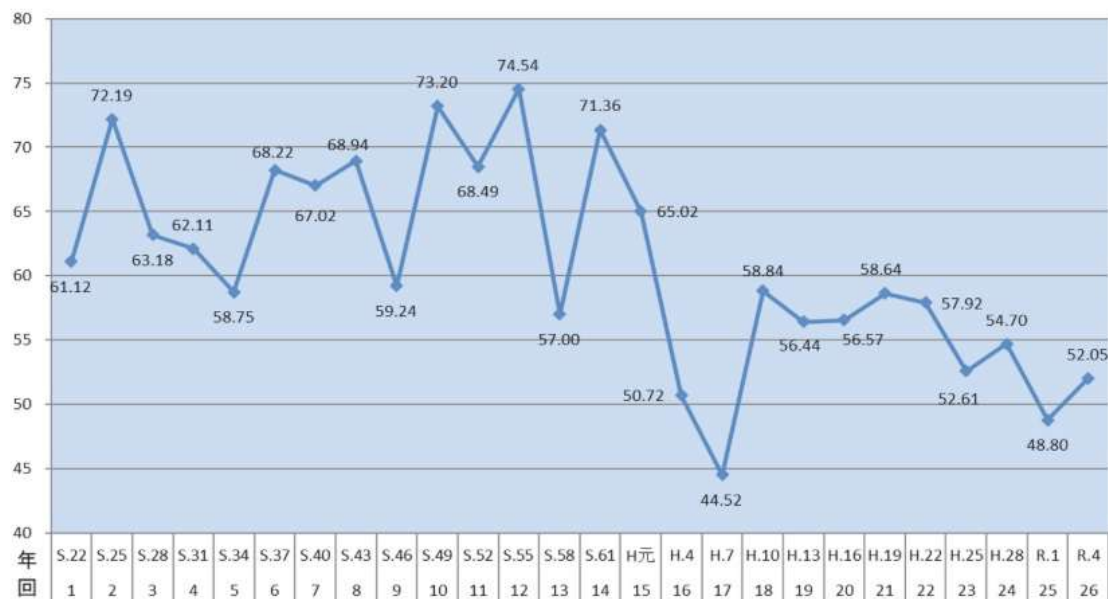
% 衆議院議員総選挙(大選挙区・中選挙区・小選挙区)における投票率の推移



選挙期日

- 注1 昭和38年は投票時間が2時間延長され、午後8時までであった。
 注2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。
 注3 平成8年より小選挙区比例代表並立制が導入された。
 注4 平成12年より投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。
 注5 平成17年より、期日前投票制度が導入された。
 注6 平成29年より、選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられた。

% 参議院議員通常選挙(地方区・選挙区)における投票率の推移



選挙期日

- 注1 昭和49年は投票時間が1時間延長され、午後7時までであった。
 注2 昭和55年及び昭和61年は衆参同日選挙であった。
 注3 昭和58年より拘束名簿式比例代表制が導入された。
 注4 平成10年より投票時間が2時間延長になり、午後8時までとなった。
 注5 平成13年に比例代表制が非拘束名簿式に変更された。
 注6 平成16年より、期日前投票制度が導入された。
 注7 平成28年より、選挙権年齢が18歳以上へ引き下げられた。

国土交通省
物流・自動車局 様

お世話になっております。
添付させて頂きました

「自動車販売店に於ける業務の効率化 及び 法令に準じた健全化への要望書」に付きまして、現在の自動車販売店の大きな負担と化している状況につき、当該提案をさせていただきます。宜しく御考慮の上、何卒 この提案書を以て、改善に向けた前向きな議論をお願いいたします。

また、ご検討の段階に至りましたら、政府内（消費者庁）への共有議案として御示し頂ければ、幸いと存じます。

令和7年6月30日

〒001-0011
北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23
ノースタウンハウス222

高桑 広仁

自動車販売店に於ける業務の効率化 及び 法令に準じた健全化に向けた対策案

< 1 > 割賦販売に於ける所有権留保条項付登録の所有者記載名の統一

< 2 > 自動車販売店の下取車扱い業務に関する業務の健全化

(1) 割賦販売に於ける所有権留保条項付登録の所有者記載名の統一

*** 根拠 1**

自動車検査証所有者欄記載の外観が、「社会通念上に於ける所有」のそれと相反するが如くの内容に捉えることが出来る

*** 根拠 2**

債務不履行等による債権者意思のみに基づいて可能とする法律行為の存在

民法466条1項

「債権は、譲り渡すことができる。ただし、その性質がこれを許さないときは、この限りでない」

*** 根拠 3**

割賦販売であれば、例えそれが所有権留保条項付販売としての登録と云えども、信販会社等に債権が移行されている事により、根拠 2 に導かれる事実

*** 根拠 4**

将来に向かったの 移転登録又は抹消登録時の事務手続きの簡便化、及びそれに伴う販売会社への負担軽減

①改善項目

所有権留保条項付登録は否定せず、自動車検査証の所有者記載は割賦信販会社等に統一する

②実施に向けた具体化

割賦信販会社等の印鑑証明書を各々の運輸支局にて一括承認書として登録及び更新を行い、新たに所有者コードを付与する

既に一括承認書の使用に至っている信販会社の他、販売会社のグループ企業（持株会社等）も含め、割賦販売の 信販会社・ローン会社・クレジット会社 と通称される範囲に拡大する

なお、販売店と提携を結んでいない銀行及び信販会社等を利用した従来通りの自己資金扱いにての契約に関しては、既存の「所使同一」形態での登録に対して異を唱えない事とする。

（所使同一とは、自動車検査証記載の所有者使用者が同一である旨を指す）

（２）自動車販売店の下取車扱い業務に関する業務の健全化

*** 根拠 1**

- ① 1 6 条抹消（一時抹消）登録時の 未経過相当期間に於ける自賠責保険料及び自動車税
- ② 1 5 条抹消（永久抹消）登録時の 未経過相当期間の於ける重量税

上記の還付に関する販売店の下取先（親車購入者）に対する説明の義務化

①改善項目

消費者対策法の観点から、消費者の権利としての機会を具備する必要性から、契約時に於ける販売店の購入者に向けての 根拠 1 に関する説明を義務化する

②実施に向けた具体化

法令遵守を根拠とした、販売店の購入者に向けた下取車に関わる使用者権利の説明を義務化したものとし、購入者の署名による同意書の取付義務を内容とする

令和7年6月30日

〒001-0011

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3

ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

連絡先：08078839423

FAX：011-788-5132

損害保険代理店に於ける種類別保険料最低基準設置の提案書

昨今のアメリカ合衆国との輸入追加関税の導入に伴う自動車販売業での収益減少の恐れが深刻化する中、下記措置を新たに追加することによる、自動車販売会社に於ける既存の損害保険代理店としての基盤収益拡大を図る狙いで、現在の副業代理店としての自動車販売に附属する自動車保険に、固定基盤収益の拡充を含めた内容で、新たに 種類別保険料割合の最低基準値を設ける事により、損害保険会社及び代理店の双方に於ける基盤収益拡大による固定化、現在及び将来に向けて 国内及び世界情勢により、事業継続に影響を受ける懸念が生じた際にも、当内容にかかる基盤収益拡大による「企業としての生き残り」に焦点を合わせた基盤収益力を自動車販売会社に於いても、今後備える必要性が生じていることを考慮して、下記提案項目 及びその根拠を提示させて頂き、当提案内容を熟慮して頂き、早期実現に向けて上位機関へ御提示頂きたく、宜しくお願い申し上げます

(1) 保険業法 損害保険関係 の改正

①全損害保険料に占める各種別最低基準

* 自動車保険	10%
* 火災保険	10%
* 医療傷害保険（第3分野）	10%

尚、割合値については貴殿庁にて変更頂いても差し支えございません

（２）種類別保険料割合最低基準値の設置に関する根拠

- ①国内及び世界情勢に影響を受けた際にも確固とした基盤による事業継続の維持
- ②電気自動車の普及による家屋充電設備の設置に於ける自動車販売会社の顧客に対する当設備に付随した火災保険契約の提案
- ③既に自動車販売会社に於いては収益拡充の狙いで、医療傷害保険（第３分野）の募集を定期的に従業員へ向けての業務として行っている企業も多数存在することから、医療傷害保険募集に当たっては今までの経験則が存在することもあり、また、火災保険についても電気自動車購入顧客からの要望及びニーズに対応すべき位置にある業種と言える

（３）募集に関しての条件

- ①代理店は担当保険会社との情報を密にし、
自動車保険以外の分野に於いても、従来通り 講習及び研修の実施また従業員への更なる上位への資格取得を促す
- ②既存代理店の従業員に於いては、既に損害保険募集人資格を必須取得している旨、当改正保険業法の早期な通達に於いても、募集開始を可能とする資格条件は既に具備している

以上の記載内容にてご熟考頂き、早期の通達が行われることを期待させて頂くとともに、確固たる根拠の上での提案書である旨を提示させて頂きます。

以上

国土交通省
物流・自動車局 様

お世話になっております。

添付させて頂きました

「自動車継続検査システムの一元化案」に付きまして、
微力ではありますが、日本国内に於ける現況の労働環境及び経済域を鑑みて、
一つの提案をさせていただきます。

宜しく御考慮の上、何卒 実現に向けた前向きな議論をお願いいたします。
また、ご検討の段階に至りましたら、政府内（デジタル庁）への共有議案として
御示し頂ければ、幸いと存じます。

2025/5/29

〒001-0011

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3 - 2 2 2

高桑 広仁

自動車継続検査のシステム一元化についての提案書

(指定自動車工場のみを対象としたもの)

既存の指定自動車工場に於ける、自動車継続検査に於いて、
下記の作業フロー体系を一元化するシステムの提案をさせていただきます。

* 既存継続検査の流れ

- ①各々の運輸局指定工場に於ける検査
- ②検査終了（保安適合証適合証発行済）の後に
重量税証紙及び収入印紙取扱機関にて購入及び外部委託を挟んだ購入
- ③重量税証紙及び収入印紙貼付後、各管轄運輸支局に申請
- ④管轄運輸支局に於ける自動車継続検査手続き及び検査証発行

* 目的となる改善策を講ずる主な要因

上記②、③に於いて、各々の検査事業場に於いて負担となっている

- （１）人の目視に頼ざる得ない状態にある作業時間の削減
- （２）電子計算機ではない、人による作業を起因とする時間及び費用の発生
それに伴う各事業場に於ける時間及び費用の企業負担の軽減

* 具体的な改善策の業務フロー

- （１）自動車継続検査の経路に於ける、関係各所を繋げるシステムの一元化

①現在稼働中の国内で一元化されている運輸支局での検査証発行システムに、

- * 各々の指定工場事業場
- * 重量税証紙及び収入印紙取扱機関
- * 各々を管轄する運輸支局

上記３各所をウェブサイト内で手続き可能とするシステムを導入する

(2) システム一元化に伴う経路各所に於ける作業手順

- ①ウェブサイト内にて、指定工場に於ける保安基準適合証を発行した車体番号・有効期限等 必須項目の入力
- ②確定を選択するまでは上書き保存される
- ③画面上配置されたボタンによる検査標章の印刷
- ④初回入力から一定期間（継続単位）経過後にデータベースから車体の必須入力項目を自動表示させることが可能
なお詳細項目の訂正も可能とする内容にする
- ⑤型式で紐づけされたデータベース検索を利用した重量税額の選択入力
- ⑥指定工場事業場で既存的に利用されているネットバンキングにて重量税証紙及び収入印紙を取扱機関指定の金融機関口座へ振込
- ⑦上記取扱機関にて上記証紙及び印紙金額受領済確認の入力
- ⑧各指定工場にて、ウェブサイト内での⑤の結果反映を確認
- ⑨上記⑥を確認後、各管轄運輸支局へ継続検査証発行申請を選択
- ⑩随時管轄運輸支局にて画面上で申請されたデータを确认后、既存稼働中の検査証発行システムを利用し、検査証発行手続を行う
- ⑪各事業場にて、画面上で検査証発行済データの該当自動車検査証をPDFにてダウンロードし印刷

なお、上記⑩に於ける管轄運輸支局に於ける既存システムの動作は、別途添付するシステム要件定義書に追加システムとのネットワーク経路を反映させる内容を記述する

また現行の自動車検査員資格等に付いては、当該システム一元化とは意を介する類ではない旨を付け加えます

別途・・・システム要件定義書を添付

システム要件定義書

2025年10月1日 09:00に公開

目的

既存の指定自動車工場に於ける、自動車継続検査に於いて、各経路地点での各作業フロー体系一元化を実現させるシステム開発に関する要件定義書になります

概要

システム方式・構成

システム構成は次の通りです。

- *クラウドサービス(SaaS) アプリケーションの導入

- *VPN接続に関わる全ての機器の導入

インターネット上に仮想専用線を構築し、安全にデータをやり取りする方式

- *IPsec を利用した認証方法(Radius)に於けるサーバ・クライアント機能の導入

- *「SaaS接続迂回機能」の設定機能の導入

特定のSaaSのみ別経路に迂回させる機能

ルータの迂回設定により迂回先のデータベースサーバ（SaaSリスト）を参照し、新設SaaSへの接続経路を指定

- *SaaSに於ける本システムの保存及び参照データベースサーバー(DBMS)の導入

- *上記SaaS基盤のネットワークに於ける、冗長化及びミラーリング及び定期的なバックアップ機能を付加

また各経路に於ける作業システムログの保存機能の付加

- *帳票等の印刷機能導入

①各事業場に於けるネットバンキングを使用した重量税及び収入印紙の振込作業については、各事業場基幹ネットワークシステムに於いて運用

業務要件

現状のフロー

現状のフローは次のようになっています

別途の提案書に記載

構築後のフロー

システム構築後、フローは次のようになります。

別途の提案書に記載

利用者一覧

- * 各指定自動車工場に於ける保安基準適合証を発行する自動車検査員
- * 自動車重量税印紙売りさばき箇所
- * 各運輸支局

規模

未定

機能要件

画面

本システム利用に於ける各処理を表示する、作業入力及び参照画面

権限

管理者ID及びパスワードに付き、ハッシュ関数アルゴリズムを用いた発行

帳票

本システムでは以下の帳票が出力されます

- * 自動車検査標章の発行印刷
- * 自動車重量税印紙の振込指示書印刷

情報・データ

本システムでは以下のデータが作成されます

- * 各指定自動車工場に於ける、保安基準適合証入力確定に於ける当該自動車検査証登録情報の
- * クラウドサーバ SaaS に於ける各経路箇所作業ログの作成
- * 各種PDFファイル帳票データの作成

外部インタフェース

- * 各指定工場に於ける デフォルトゲートウェイ(通称名 ルータ)に於ける
Saasへの接続迂回経路となるデータベースサーバ(DBMS)へのインターフェース設定
- * 重量税印紙販売機関に於ける デフォルトゲートウェイ(通称名 ルータ)に於ける
Saasへの接続迂回経路となるデータベースサーバ(DBMS)へのインターフェース設定
- * 当該Saasとのデータベース(DB情報)から運輸支局自動車検査証発行時に既存の参照元となる MOTAS（自動車登録検査業務電子情報処理システム）へのデータ受渡を可能とするシステムにかかる MOTAS側 GW(ゲートウェイ)に設定するインターフェース
- * 上記前述に於ける Saas側 GW(ゲートウェイ)に設定するインターフェース
- * Saas内のネットワーク網に於ける 本WebアプリケーションシステムサーバDBMS との接続にかかるインターフェースに付いては、同Saas機関に於ける設定となるため省略

データフロー

本システムのデータ処理は次のようになります。

別途の提案書に記載

非機能要件

互換性

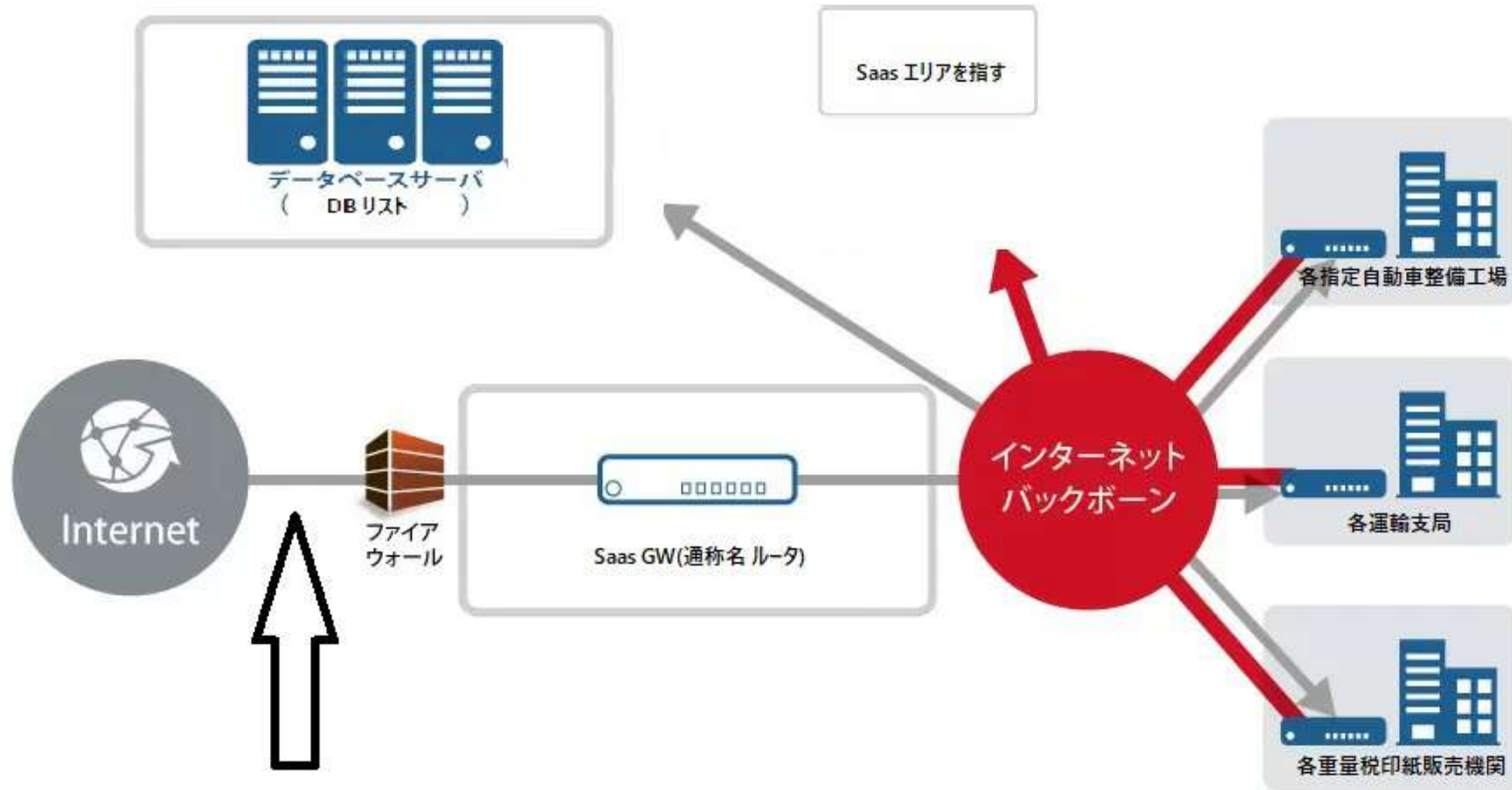
API(Application Programming Interface)のサンドボックスに於ける仮想試用試験の実施
異なるソフトウェアやアプリケーション同士を連携させるための仕組

スケジュール

未定

予算

未定



* IPsec デジタル証明書

* 送信元IPアドレス及び による指定Saas DBMS への接続可否判断

送信元Mac アドレス

自動車継続検査システム一元化体系図

IT-DX対策提案書(新規)

販売代理店に於ける業務システムの統一化

今般のアメリカ合衆国を発信とする輸入製品に対する追加関税に付き、日本国内への甚大と思われる影響を踏まえ、民間企業の固定費(人件費を含まないソフトウェア関連の導入及び保守費用)の削減に向けた取り組みの一環として、既存の個別にて稼働している業務システム基盤の在り方について、下記根拠及び今後に向けた改善策を要望書として提出させていただきます。

販売代理店に於ける業務システム基盤の統一化を図る

(根拠)

将来の国際競争に勝ち抜くには、メーカー製品を主たる商品とする販売代理店に於いて、民間企業各々の負担と化している既存の販売業務システムの導入及び保守、修理にかかる費用負担を考慮した上で、「同一メーカー・同一システム」へと業務システム基盤を統一化する事により、既存の発生している固定人件費を除いた、ソフトウェア製品にかかる「導入時の費用及び保守・修理費用」を削減可能とする販売代理店に於ける上記システム基盤に関わる費用が削減出来るとともに、主に外部委託を占める保守の要員に対する一本化した内容の業務知識の教育システムが可能となり、幅広い分野で相当の費用負担の削減が予想され、当然に「MTBF・MTBRそして稼働率」の改善と繋がるのは、至極当然に予想出来る結果であり、また業務システムの本一化により、メーカー主体の製品の更新及びより総合的なフォローの教授を可能とさせ、事業継続及び確固たる基盤収益が期待出来る事となる。販売戦略についても、迅速な方法が可能となる。

(対策)

現在主流となっている「クラウドサービス」への移行に伴い、より確実に安全・持続可能な通信網及び通信帯域が確保され、業務システムに費やす費用及び時間を格段に削減出来ることになる。

また、業務システムのマニュアル化・販売代理店ホームページのメーカーから提供を受けた雛形を使用する事により、業務システム導入にかかる販売代理店への費用面での支援も期待されることとなる。

上記の「メーカーごとの業務システムの統一化」の要望につき、今後の国内企業の事業継続維持を主たる目的とした内容である旨ををご理解頂き、IT-DX対策の一環として、発展性ある対策を期待いたします。

車両販売を追加対象とするクーリングオフ制度の導入に関する提案書

下記の通り、車両販売に関するクーリングオフ制度の導入の根拠及び対策を記述いたします。
既存の「対象外としての意義」を前述した後に、導入根拠を後述するものとした。

①店舗での契約:

店舗での契約は、クーリングオフの適用対象外とされています。

(導入の根拠)

* 店舗及び住居内での区別・・・一方の当事者である購入者側の立場では曖昧な意義付け

②契約の拘束力:

契約が成立すると、原則として一方的に契約を解除することはできません。クーリングオフ制度が適用されないため、契約解除には販売店の同意が必要となります。

(導入の根拠)

* 下記に該当する契約の解除は。一方の当事者の意思のみにより、成立する。

商法526条2項では契約不適合責任が認められた場合、原則として買主が契約を解除することを請求できますが、売買契約の条項で異なる内容とすることも可能です。

③クーリングオフの目的:

クーリングオフは、訪問販売など、強引な勧誘で契約を迫られた場合、購入後の冷静な判断を促すための制度です。車は、一般的に冷静な判断で購入されるため、クーリングオフ制度の必要性が低いとされています。

(導入の根拠)

* 契約成立までが短期間の案件も存する旨、社会通念上の一般的に冷静な判断とする根拠は、
個々により異なる

上記を踏まえ、該当契約に付き、自動車登録までに至った場合に限り、
販売店側の実費に相当する、登録諸費用のみ請求可能とする事を条件とする

2025年5月8日

北海道札幌市北区北11条西3丁目2-23

ノースタウンハウス222

IT-DX対策提案書(新規)

販売代理店に於ける業務システムの統一化

今般のアメリカ合衆国を発信とする輸入製品に対する追加関税に付き、日本国内への甚大と思われる影響を踏まえ、民間企業の固定費(人件費を含まないソフトウェア関連の導入及び保守費用)の削減に向けた取り組みの一環として、既存の個別にて稼働している業務システム基盤の在り方について、下記根拠及び今後に向けた改善策を要望書として提出させていただきます。

販売代理店に於ける業務システム基盤の統一化を図る

(根拠)

将来の国際競争に勝ち抜くには、メーカー製品を主たる商品とする販売代理店に於いて、民間企業各々の負担と化している既存の販売業務システムの導入及び保守、修理にかかる費用負担を考慮した上で、「同一メーカー・同一システム」へと業務システム基盤を統一化する事により、既存の発生している固定人件費を除いた、ソフトウェア製品にかかる「導入時の費用及び保守・修理費用」を削減可能とする販売代理店に於ける上記システム基盤に関わる費用が削減出来るとともに、主に外部委託を占める保守の要員に対する一本化した内容の業務知識の教育システムが可能となり、幅広い分野で相当の費用負担の削減が予想され、当然に「MTBF・MTBR そして稼働率」の改善と繋がるのは、至極当然に予想出来る結果であり、また業務システムの本一化により、メーカー主体の製品の更新及びより総合的なフォローの教授を可能とさせ、事業継続及び確固たる基盤収益が期待出来る事となる。
販売戦略についても、迅速な方法が可能となる。

(対策)

現在主流となっている「クラウドサービス」への移行に伴い、より確実に安全・持続可能な通信網及び通信帯域が確保され、業務システムに費やす費用及び時間を格段に削減出来ることになる。

また、業務システムのマニュアル化・販売代理店ホームページのメーカーから提供を受けた雛形を使用する事により、業務システム導入にかかる販売代理店への費用面での支援も期待されることとなる。

上記の「メーカーごとの業務システムの統一化」の要望につき、今後の国内企業の事業継続維持を主たる目的とした内容である旨ををご理解頂き、IT-DX対策の一環として、発展性ある対策を期待いたします。

地方公共団体に於ける生活保護部署の組織体系の見直し提案

（１）各地方公共団体 生活保護部署の組織体系の具体的な見直し策

各地方公共団体生活保護業務組織体系に於ける資産管理調査部署の新設に関する提案書です。民間等では現在、信販会社等に於ける、独立した審査部署を配置している特化された業務の位置付けとして、最低限必要な部署である意義を参考に、各地方公共団体の生活保護に関する業務を

下記に分類した組織体系の構成とすることにより、各地方公共団体生活保護部署に置かれる資産管理調査部署はその業務に特化した単体部署として受給者の資産管理情報を各々の生活保護部署へ定期的に提供する仕組みとする内容

- * 申請受理
- * 審査意思決定
- * ケースワーカー
- * 資産管理調査

（２）見直し策の提案に至った要因

- ①現行に於ける生活保護業務に携わる、地区別に振り分けられた担当職員の職域の広さと業務内容を鑑みて、相当の負担となっている現状に付き、既存の職務内容を分類化したものにする事により、本来の受給者へのケースワーキング職域を確保すべきものである
- ②部署内での分類化された業務に関する決済確認を明確化することにより、
より正確かつ安全な生活保護に於ける行政実務を可能とする
- ③定期的な受給者に対する「資産報告書」の提出義務を廃止し、その部門に特化された資産管理業務部署に一任させることにより、させる事による業務時間の大幅な短縮及び正確な情報を得ることが可能となる

（３）業務要件に関する予想される事象

- ①組織体制の見直しにより、新たな人員配置の可能性
- ②その分野に特化した資格又はスキルを備え持つ人材確保の可能性
- ③各職域に於ける研修等の計画及び実施を行う旨の事柄が発生する可能性

上記 項目別に記述した内容の提案書とする。

金融庁 総合政策局
企画市場局 市場課 様

御世話になっております。

今般に於ける衰退化した地域経済市場動向を鑑みて、
これからの地域経済の活性化をご考慮頂き、
省内に於いて議論を展開して頂くことを期待して添付の提案書と共に
送付させていただきます。
宜しく致します。

令和7年5月30日

〒001-0011

北海道札幌市北区北 1 1 条西 3 丁目 2 - 2 3
ノースタウンハウス 2 2 2

高桑 広仁

TEL : 08078839423

固定TEL及びFAX : 011-788-5132

金融庁に於ける地方銀行への監督指針指標に付いての提案

下記事項に付き、指針に基づく地域市場活性化を支援させて頂きたく、各種提案をさせて頂く旨を、御了承ねがいます。

（１）地域経済域の活性化

地方銀行に対しては、中小・地域金融機関向けの監督指針を通じて、地域経済の活性化や金融サービスの維持・提供などを促す狙いを根幹とした指針に基づき、従来通り続く、「地域に根付いた基盤企業に於ける新規参入の機会の乏しさ」ので、現況を鑑みること、「新規参入を阻まれている現状の地域経済市場」が、「コーポレートガバナンスへの意識の低下」の要因の可能性の存在となっている状況を考慮しつつ、地域のマーケット活性化を目的とした提案とする。

（２）地域金融の課題と競争のあり方

金融仲介の改善に向けた検討会議資料を参考とさせて頂き、人口減少による資金需要の継続的な減少など、地域金融機関を取り巻く経営環境が構造的に厳しさを増している中で、将来にわたって金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させ、地域経済や地域の企業・住民の立場から最適な競争のあり方について、金融の自由化市場の今般に於いて、新たな参入機会の促進を図るべきと提案する。

なおこれは、指針内容に示される通り「地方銀行に対する競争入札」の要求を促すものではなく、

「地域民による地域おこし」を目的とした「地域市場の自由化競争」を念頭に含んだ内容とした提案とする。

（３）具体的な施策提案

＊地域経済市場の活性化及び地域民への質の良いサービスの提供を目的とした、事柄ではなく、「低い競争意識によるマーケットの沈滞化傾向」を良好な施策により、より良い「市場経済の自由化の流れ」へと方向性を示す策を施すべきである。

具体的には、従来よりの市場の偏向形態による状況を改善すべく、

＊価格面及び地域民へのサービスの質を向上させうべく、取引に関する自由化へ舵を取る方向へ、実務レベルによる指導及び提案を実施すべきものが妥当であると提案する。

以上の内容を以て、今般の提案内容とさせていただきます。

私ながら若輩末筆の考案ではありますが、
貴省での議論の展開を期待しております。